

西東京市一店逸品事業 第6弾

市内飲食店の「逸品」を募集します！



＜一店逸品事業とは＞

西東京市は、西東京市産業振興マスタープランに基づき、モノやサービスなど個店独自の「逸品」を確立し、入りたくなる店づくりへとつなげる一店逸品事業を平成 24 年度より行っています。



一店逸品認定紹介冊子



イベント出店の様子

認定事業者の声をご紹介します！

イベントでPRしてもらえることで、お店の集客につながっています！



載っている冊子を片手に、お店に来てくれるのとも、お店と商品を知ってもらえる良い機会になっています！



☆募集内容

平成 30 年度は、**第6弾として市内の飲食関係の商店(持帰り食品除く)を対象**に、そのお店ならではの自慢の逸品を募集します。(例：洋食、日本食、蕎麦、寿司、居酒屋、喫茶店など) ※事業に参加できるか不明な場合は、お問い合わせください。

選考委員会において審査を行い、選考基準をクリアしたものを運営委員会で逸品として認定します。認定された商品は、一店逸品事業専用ホームページで紹介し、平成 31 年度に作製予定の冊子に掲載し広く PR に努めます。(※商品名・商品の紹介・店舗名・店主の顔写真 等を掲載予定です)

☆参加基準

1	自店(社)ならではの自慢できるこだわりの逸品であること。	5	西東京商工会の会員であること。(申込みと同時に商工会の加入可)
2	応募した逸品を安定的に供給し続けることができること	6	税金の滞納がないこと
3	逸品活動に則した販売活動・店舗管理・品揃えができること。	7	市内に継続的に販売できる拠点があること
4	一店逸品事業にかかる活動に積極的に協力できること。(認定前の事前確認)		

☆参加費 無料

☆申込方法 裏面の申込書に必要事項をご記入の上、商工会にお申し込みください。

☆申込締切 **平成 30 年 10 月 31 日(水)必着**

☆注意事項 (※下記事項をご了解の上お申し込みください)

- ・選考委員会による選考の結果落選する場合がございます。選考では「その店ならではの商品であるか」、「店主の商品に対するこだわりや熱意が感じられるか」に重点を置き、参加申込書、試食、店舗の確認等により、西東京市の逸品として紹介することにふさわしいかを確認させていただきます。
- ・選考委員が **11 月 15 日(木)~12 月 7 日(金)**の期間にお店に伺いますので、事前に日程調整のご協力をいただくとともに、選考の際には試食品の提供をお願いいたします。
- ・申込み内容に虚偽があった場合、参加基準に反した場合、一店逸品の認定は取り消しになります。



問合せ：西東京商工会（西東京市南町 5-6-18-3F） ☎ 042-461-4573（担当・池田・古賀）

◆ご不明な点は、ご相談ください。経営指導員、中小企業診断士がサポートします。

平成30年度

西東京商工会 一店逸品事業 参加申込書



店名・事業所名		
住所		
氏名		
電話 / F A X		
営業時間 / 定休日		

【申込商品】

商品名	
アピールポイント	
	※逸品が確認できる写真・資料がありましたら、添付してください。
販売価格	

税金の滞納について	<input type="checkbox"/> 滞納がないことを確約します
西東京商工会の会員	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員だが西東京商工会に加入します
販売・提供の拠点	<input type="checkbox"/> 市内に逸品を提供する店舗事業所があります
一店逸品事業への協力	<input type="checkbox"/> 選考時の対応及び認定後の一店逸品事業に関する、調査イベント・広報活動等に協力します。
広報活動の協力	<input type="checkbox"/> 逸品・店舗（内・外）・店主（スタッフ）の写真提供に同意します

本事業の申し込みに際し、参加基準を満たしていることを申告いたします。



氏名

印